[別添4] Ⅱ ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先一覧

※(番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「住民票関係情報」が含まれる各項)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
厚生労働大臣	番号法 別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うことされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途		10 E 101 L	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
全国健康保険協会	番号法 別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支 給に係る事務であって主務省令で 定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支 給に係る事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
健康保険組合	番号法 別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定に より厚生労働大臣が行うこととされ た船員保険に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
全国健康保険協会	番号法 別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は 平成19年法律第30号附則第39条 の規定によりなお従前の例による ものとされた平成19年法律第30号 第4条の規定による改正前の船員 保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定 められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は 平成19年法律第30号附則第39条 の規定によりなお従前の例による ものとされた平成19年法律第30号 第4条の規定による改正前の船員 保険法による保険給付の支給に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事	番号法 別表第2の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による里親の認定、 養育里親の登録又は障害児入所 給付費、高額障害児入所給付費 若しくは特定入所障害児食費等 給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
都道府県知事	番号法 別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定 疾病医療費の支給に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童福祉法による小児慢性特定 疾病医療費の支給に関する事故 であって主務省令で定められた範 囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事又は 市町村長	番号法 別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の認 定又は費用の徴収に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)		児童福祉法による負担能力の 認定又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定められ た範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又 は実費の徴収に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		予防接種法による給付の支給又 は実費の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の20項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満		情報提供 ネットワークシステム
都道府県知事	番号法 別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律による入院措置又は費 用の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律による入院措置又は 費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
市町村長	番号法 別表第2の27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく 条例による地方税の賦課徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	ネットワー
社会福祉協議会	番号法 別表第2の30項	社会福祉法による生計困難者に 対して無利子又は低利で資金を融 通する事業の実施に関する事務で あって主務省令で定められた用途		10万人以上 100万人未満	社会福祉法による生計困難者に 対して無利子又は低利で資金を 融通する事業の実施に関する事 務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
公営住宅法第2条 第16号に規定する 事業主体である都 道府県知事又は市 町村長	番号法 別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管 理に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
日本私立学校振 興·共済事業団	番号法 別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣又は 共済組合等	番号法 別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である 保険給付又は一時金の支給に関 する事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に 関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
文部科学大臣又は 都道府県教育委員 会	番号法 別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	番号法 別表第2の38項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
国家公務員共済組 合	番号法 別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短 期給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
国家公務員共済組 合連合会	番号法 別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家 公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法による年金である給 付の支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家 公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法による年金である給 付の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当 する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長又は国民 健康保険組合	番号法 別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付 の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めら れた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付 の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の53項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	I	情報提供 ネットワー クシステム
住宅地区改良 法第2条第2 項に規定する 施行者である 都道府県知事 又は市町村長	番号法 別表第2の54項	住宅地区改良法による改良住宅 の管理若しくは家賃若しくは敷金 の決定若しくは変更又は収入超過 者に対する措置に関する事務で あって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事等	番号法 別表第2の57項	児童扶養手当法による児童扶養 手当の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養 手当の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
地方公務員共済組 合	番号法 別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による 短期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		地方公務員等共済組合法による 短期給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
地方公務員共 済組合又は全 国市町村職員 共済組合連合 会	番号法 別表第2の59項	地方公務員等共済組合法又は地 方公務員等共済組合法の長期給 付等に関する施行法による年金で ある給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)		地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に 関する事務であって主務省令で定 められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の62項	老人福祉法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣又は 都道府県知事	番号法 別表第2の66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途		10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務であって主 務省令で定められた範囲に該当 する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事等	番号法 別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途		10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の70項	母子保健法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の74項	児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		児童手当法による児童手当又は 特例給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当するもの	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
厚生労働大臣	番号法 別表第2の77項	雇用保険法による未支給の失業 等給付又は介護休業給付金の支 給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による未支給の失業 等給付又は介護休業給付金の支 給に関する事務であって主務省令 で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
後期高齢者医療広 域連合	番号法 別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条 第2項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である保険給付の支 給に関する事務であって主務省令 で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条 第2項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するも のとされた年金である保険給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者	
都道府県知事又は 市町村長	番号法 別表第2の85の2項	特定優良賃貸住宅の供給の促進 に関する法律による賃貸住宅の管 理に関する事務であって主務省令 で定める もの	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進 に関する法律による賃貸住宅の 管理に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当するも の	
都道府県知事又は 広島市長若しくは長 崎市長	番号法 別表第2の89項	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による保健手当又は葬 祭料の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途		10万人以上 100万人未満	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による保健手当又は 葬祭料の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第 3項の規定により厚生年金保険の 実施者たる政府が支給するものと された年金である給付の支給に関 する事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条 第3項の規定により厚生年金保険 の実施者たる政府が支給するも のとされた年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で 定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
平成8年法律 第82号附則第32条 第2項に規定する存 続組合又は平成8 年法律第82号附則 第48条第1項に規 定する指定基金	番号法 別表第2の92項	平成8年法律第82号による年金で ある長期給付又は年金である給付 の支給に関する事務であって主務 省令で定められた用途		10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事	番号法 別表第2の96項	被災者生活再建支援法による被 災者生活再建支援金の支給に関 する事務であって主務省令で定め られた用途		10万人以上 100万人未満	被災者生活再建支援法による被 災者生活再建支援金の支給に関 する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事又は 保健所を設置する 市の長	番号法 別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 費用の負担又は療養費の支給に 関する事務であって主務省令に定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律による 費用の負担又は療養費の支給に 関する事務であって主務省令に定 められた範囲に該当する者	ネットワー
厚生労働大臣	番号法 別表第2の101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)		厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法り 附則第16条第3項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金である 給付の支給に関する事務であって 主務省令で定められた範囲に該 当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
農林漁業団体 職員共済組合	番号法 別表第2の102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法 による年金である給付(同法附厚生 による年金である給付(同法附厚生年 金保険の実施者たる政府が支 があるものとされた年金である給付 を除く。) 若しくは一時金徴収に関 は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
独立行政法人 農業者年金基 金	番号法 別表第2の103項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収至の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主められた範囲に該当する者	ネットワー クシステム
独立行政法人医薬 品医療機器総合機 構	番号法 別表第2の105項	独立行政法人日本スポーツ振興 センター法による災害共済給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本スポーツ振興 センター法による災害共済給付の 支給に関する事務であって主務省 令で定められた範囲に該当する 者	
独立行政法人日本 学生支援機構	番号法 別表第2の106項	独立行政法人日本学生支援機構 法による学資の貸与に関する事務 であって主務省令で定められた用 途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		独立行政法人日本学生支援機構 法による学資の貸与に関する事 務であって主務省令で定められた 範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
厚生労働大臣	番号法 別表第2の107項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事又は 市町村長	番号法 別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律に よる自立支援給付の支給又は地 域生活支援事業の実施に関する 事務であって主務省令で定められ た用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は 地域生活支援事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めら れた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の111項	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付に係る時効の特例 等に関する法律による保険給付又 は給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付に係る時効の特例 等に関する法律による保険給付 又は給付の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の112項	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付の支払の遅延に係 る加算金の支給に関する法律によ る保険給付遅延特別加算金又は 給付遅延特別加算金の支給に関 する事務であって主務省令で定め られた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国 民年金の給付の支払の遅延に係 る加算金の支給に関する法律に よる保険給付遅延特別加算金又 は給付遅延特別加算金の支給に 関する事務であって主務省令で定 められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム
文部科学大 臣、都道府県 知事又は都道 府県教育委員 会	番号法 別表第2の113項	公立高等学校に係る授業料の不 徴収及び高等学校等就学支援金 の支給に関する法律による就学支 援金の支給に関する事務であって 主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)		公立高等学校に係る授業料の不 徴収及び高等学校等就学支援金 の支給に関する法律による就学 支援金の支給に関する事務で あって主務省令で定められた範囲 に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供 方法
厚生労働大臣	番号法 別表第2の114項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯 番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満		情報提供 ネットワー クシステム
市町村長	番号法 別表第2の116項	子ども・子育て支援法による子ども のための教育・保育給付の支給又 は地域子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務であって主務省 令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子ど ものための教育・保育給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業 の実施に関する事務であって主務 省令で定められた範囲に該当す る者	情報提供 ネットワー クシステム
厚生労働大臣	番号法 別表第2の117項	年金生活者支援給付金の支給に 関する法律による年金生活者支援 給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途				情報提供 ネットワー クシステム
都道府県知事	番号法 別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で 定められた用途			難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供 ネットワー クシステム

プ時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期•頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度 照会を受けたら都度

⑦時期・頻度

照会を受けたら都度

照会を受けたら都度

照会を受けたら都度

[別添5] Ⅱ ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転 方法
財務部 税制課	番号法別表第一 16の項	個人住民税及び軽自動車税の賦 課に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	1月1日現在の住民基本台帳に記載されている者、及び、住民基本台帳に記載されている軽自動車の保有者	庁内連携 システム
財務部 資産税課	番号法別表第一 16の項	固定資産税・都市計画税の賦課に 関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報		住民基本台帳に記載されている 固定資産の保有者	庁内連携 システム
財務部 納税課	番号法別表第一 16の項	地方税の収滞納に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 納税者	庁内連携 システム
福祉部 保険年金課	番号法別表第一 30の項	国民健康保険に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 国民健康保険の被保険者(対象 者)とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 保険年金課	番号法別表第一 31の項	国民年金に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 国民年金の被保険者(対象者)と その世帯員	庁内連携 システム
福祉部 保険年金課	番号法別表第一 59の項	後期高齢者医療制度に関する事 務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 後期高齢者医療の被保険者(対 象者)とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 保険年金課	番号法別表第一 83の項	特別障がい給付金に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 特別障がい給付金の受給者とそ の世帯員	庁内連携 システム

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転 方法
福祉部 介護保険課	番号法別表第一 68の項	介護保険に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 介護保険の被保険者(対象者)と その世帯員	庁内連携 システム
福祉部 章がい者支援課	番号法別表第一 8の項	児童福祉法による障がい児通所 給付費等の支給又は障がい福祉 サービスの提供に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 児童福祉法による通所給付の申 請者または受給者とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 章がい者支援課	番号法別表第一 11の項	身体障がい者手帳交付に関する 事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 身体障がい者手帳交付申請者と その世帯員	庁内連携 システム
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 14の項	精神保健及び精神障がい者福祉 に関する法律による精神障がい者 保健福祉手帳の申請等の受付に 関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 精神障がい者保健福祉手帳申請 者とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 47の項	障がい児福祉手当及び特別障が い者手当に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 障がい児福祉手当または特別障 がい者手当の請求者または受給 者とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 障がい者支援課	番号法別表第一 84の項	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 障がい者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の請求者 または受給者とその世帯員	庁内連携 システム
福祉部 生活援護課	番号法別表第一 63の項	中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立に支援に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立に支援の受給者とその世 帯員	庁内連携 システム
福祉部 高齢者支援課	番号法別表第一 41の項	老人ホーム入所措置等に関する 事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 老人ホーム入所措置申請者また は入所者とその世帯員	庁内連携 システム

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転 方法
福祉部 生活援護課	番号法別表第一 15の項	生活保護に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 生活保護申請者または受給者と その世帯員	庁内連携 システム
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 37の項	児童扶養手当に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報		住民基本台帳に記載されている 児童扶養手当の申請者または受 給者とその世帯員	庁内連携 システム
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 46の項	特別児童扶養手当の支給に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報		住民基本台帳に記載されている 特別児童扶養手当の申請者また は受給者とその世帯員	庁内連携 システム
子ども青少年部 子育て給付課	番号法別表第一 56の項	児童手当に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 児童手当の申請者または受給者 とその世帯員	庁内連携 システム
子ども青少年部 保育課	番号法別表第一 8の項	児童福祉法による保育所における 保育の実施若しくは措置又は費用 の徴収に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 保育所における保育の申請者ま たは受給者とその世帯員	庁内連携 システム
子ども青少年部 保育課	番号法別表第一 94の項	子どものための教育・保育給付に 関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 子どものための教育・保育給付の 申請者または受給者とその世帯 員	庁内連携 システム
健康医療部健康づくり課	番号法別表第一 10の項	予防接種(小児)に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 予防接種対象者とその世帯員	庁内連携 システム
健康医療部健康づくり課	番号法別表第一 49の項	母子保健法による保健指導、新生 児の訪問指導、健康診査、妊娠の 届出、母子健康手帳の交付、妊産 婦の訪問指導、低体重児の届出、 未熟児の訪問指導に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 母子保健法による母子指導の対 象者とその世帯員	庁内連携 システム

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転 方法
健康医療部健康づくり課	番号法別表第一 10の項	予防接種(成人)に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報		住民基本台帳に記載されている 予防接種対象者とその世帯員	庁内連携 システム
健康医療部健康づくり課	番号法別表第一 76の項	健康増進事業に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 健康増進事業として実施される健 康診査等の申請者とその世帯員	庁内連携システム
健康医療部 保健予防課	番号法別表第一 70の項	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律による 入院の勧告等に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 感染症の患者とその世帯員	庁内連携システム
健康医療部 保健予防課	番号法別表第一 14の項	精神保健及び精神障害者福祉法 に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 精神保健福祉相談、精神保健訪 問指導の対象者とその世帯員	庁内連携 システム
防災安全部 危機管理課	番号法別表第一36の2の項	被災者台帳に関する事務		1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 被災者とその世帯員	電子記録 媒体(フ ラッシュメ モリを除 く。)
計画建築部住宅政策課	番号法別表第一 19の項	公営住宅に関する事務	個人番号、氏名、住 所、生年月日、性別、 世帯情報等の住民情 報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 公営住宅に入居申込者または入 居者とその世帯員	電子記録 媒体(フ ラッシュメ モリを除 く。)

⑦時期•頻度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

⑦時期·頻度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

⑦時期·頻度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

⑦時期・頻度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

住民基本台帳ファ イル更新の都度

照会を受けたら都 度